

国保 かつやま だより

市 広 報 特 集

国保税11.1%を引き上げ

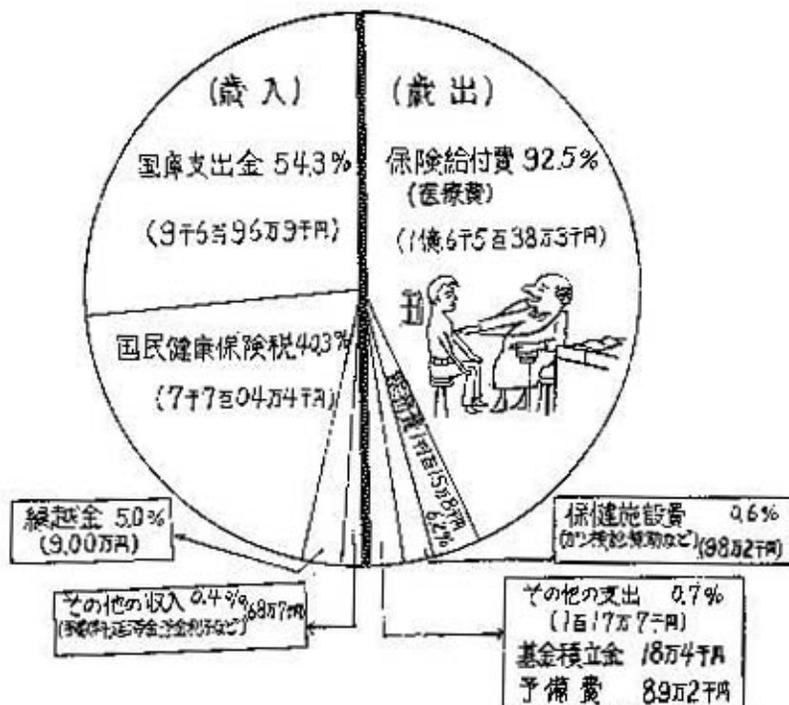
医療費の値上がりで苦しい国保の台所

病気やケガのとき、医者へ「国民健康保険被保険者証」を持参すれば加入者は、医療費の三割を自己負担する必要があります。残りの七割は国保で負担するわけですが、この資金はみなさんが納める保険税と国の負担と市の負担でまかっています。医療費が多えてこの資金が足りなくなるとそれに応じて保険税を値上げしなければならなくなってしまう。

古いきん医療費は毎年三〇%近い率でふえています。これはききりのある値段の高い薬が健康保険などとして使われるようになったこと、保険の知識が普及して気軽に医者にかかるため受診率が高くなるなどいろいろの理由があります。したがって医療費がこう毎年ふえると、みなさんに納めていたがく保険税も値上げせざるを得ないこととなります。国保の会計は一般会計と違って、収入がないから事業をしないでおこうというわけにはいきません。みなさんが使った医療費は納付医者へ支払わねばなりませんのでその費用は確保しなければなりません。普通の税金は原則とか市が住民のために使うのですが国保の税金だけは納税者自身が使うのです。そこで今年度は、毎年自然的に増える医療費に加えて、この二月一日から法律の改正によって実施された医療費九・七四%の値上がり（医療費の緊急止）が加わって国保が毎日納者へ支払う総額が約一、一〇〇万円増、一、一四〇万円

昭和45年度国民健康保険会計予算の内容

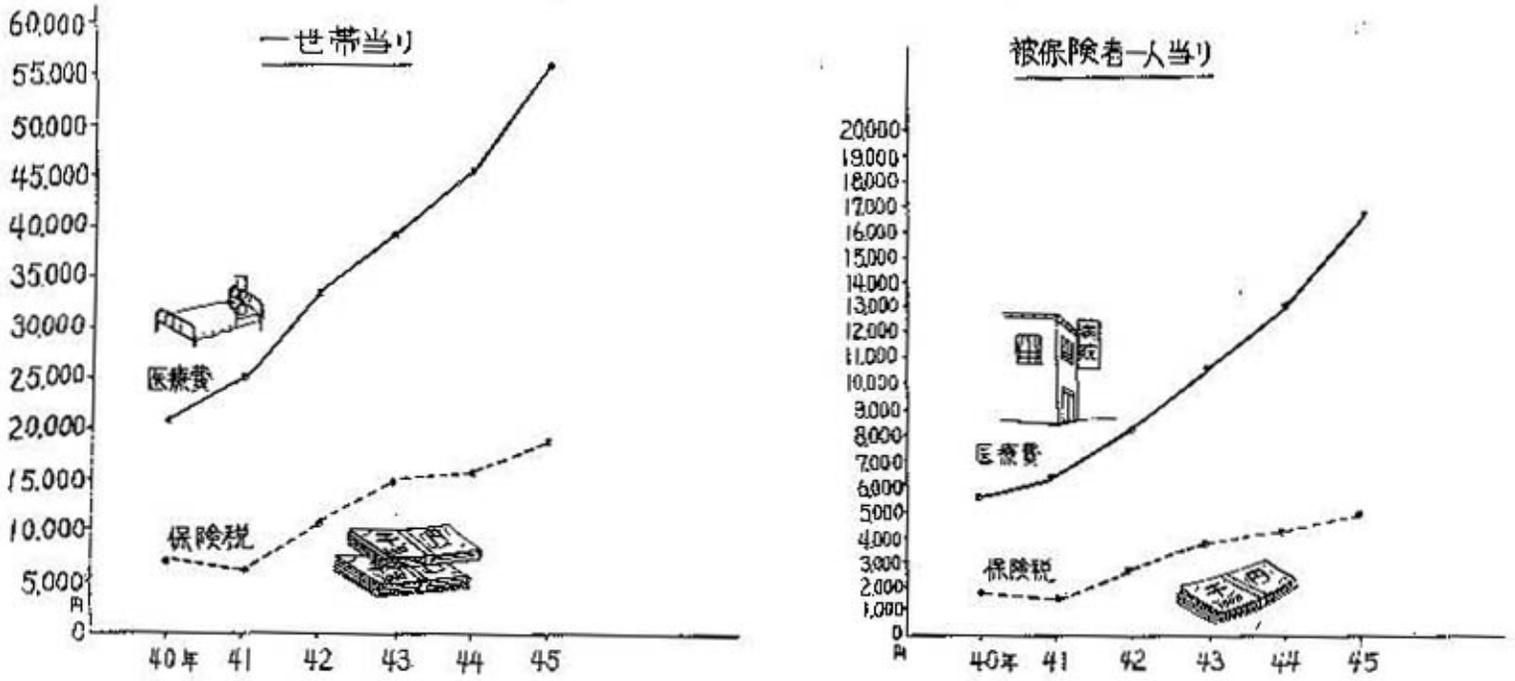
歳入歳出それぞれ1億7千8百70万円



と二三%以上もあがると予想されます。これをみなさんの一世帯当たりすると年額三、五、三八四円が四〇、五〇〇円だ、一人当たりは年額一〇、三九七円が二二、〇〇〇円になります。こうした医療費の増加によって国保税

をせめて増減は最少限十一・一%の値上げにのみ切りかねならなくなりました。ご理解と協力をお願いします。保険税と医療費内容は図表のとおりです。

医療費と保険税のうごき



区分 年度	一世代当り				被保険者1人当り			
	医療費	上昇率	保険税	上昇率	医療費	上昇率	保険税	上昇率
昭和40	22,603 ^円	1.124 ^倍	7,208 ^円	1.079 ^倍	5,971 ^円	1.161 ^倍	1,893 ^円	1.108 ^倍
41	25,407	1.124	6,932	1.040	6,815	1.141	1,859	1.018
42	32,006	1.260	11,106	1.602	8,764	1.286	3,041	1.636
43	39,715	1.241	15,059	1.356	11,256	1.284	4,268	1.403
44	46,800	1.178	16,387	1.088	13,751	1.222	4,793	1.123
45	57,728	1.233	18,263	1.114	17,106	1.243	5,412	1.129

国保の運営を審議する
協議会委員は松崎さんら十二人

・被保険者の代表委員
松村季夫 (勝山市本町)
山岸昇平 (村岡町柳合)

国民健康保険を健全に運営するため、予算編成やその使い方、又医療給付の状況や保険税の問題などを審議し、市長に意見を申し立てる機関として国民健康保険運営協議会が置かれています。この協議会には被保険者、保険医又は薬剤師、公益の各層を代表する十二人の委員によって構成されています。任期は二年で、この一月一日に改選されました。委員名次のとおり

・公益の代表委員
会長 長松崎 良三 (沢町二丁目)
会長代理者 山岸 敏夫 (長山町二丁目)
池田知幸 (勝山病院医)
中上光雄 (深谷病院)
平泉泰起 (平泉医院)
池田光徳 (池田歯科医院)

丹後 昭洋 (荒土町田名部)
斎藤 吉栄 (瀬羽町下荒井)

45年2月1日から医療費が引き上げられました。
それによると医療費は、いつたいどれくらいかかるのでしょうか。

◎ 初診料

	時間内	時間外	深夜	午後10時から 午前6時まで
甲 表 (国立、県立等)	450円	470円		970円
乙 表 (上に附業医)	300円	330円		740円
歯科	320円	340円		840円

※ 6才未満の患者には110円加算されます。(乙表は114円)

◎ 往診料 (乙表)

	2kmまで	4kmまで	6kmまで	2km毎に
昼間 (口出～日入)	250円	355円	460円	105円加算
夜間 日入～后10時 前6時～日出	500円	710円	920円	210円加算
深夜 (后10時～前6時) 大雪 暴風 難雨 路雪	750円	1,065円	1,380円	315円加算

※ 外に車馬賃実費はの患者負担です。

◎ 入院料 (一日分)

	入院料	食費	看護料	寝具	管理料	計
甲 表 病院	660円	410円	310円	50円	70円	1,500円
乙 表 病院	600円	300円			70円	970円
甲 表 病院	540円	410円	310円	50円	70円	1,380円
乙 表 病院	540円	300円			70円	910円

(注) 入院料には、手術代、薬代は含んでいません。

一万円がもらえる

4月1日から出産手当増額

国民健康保険の加入者が出産したとき支給する助産費がこれまで四月一日から一万円に増額されました。

これは、母体と赤ちゃんの健康を守るための専門の施設で安全に、しかも費用の心配なしに分べんを行なえるようにと、これまでの二万円を一万円に増額したものです。

出生届けをする時助産費二万円と育児手当金二千三百円が支給されます。この場合妊娠四カ月以上であれば、出産、死産、早産、流産を問わず支給されます。医師の証明書を提出してください。

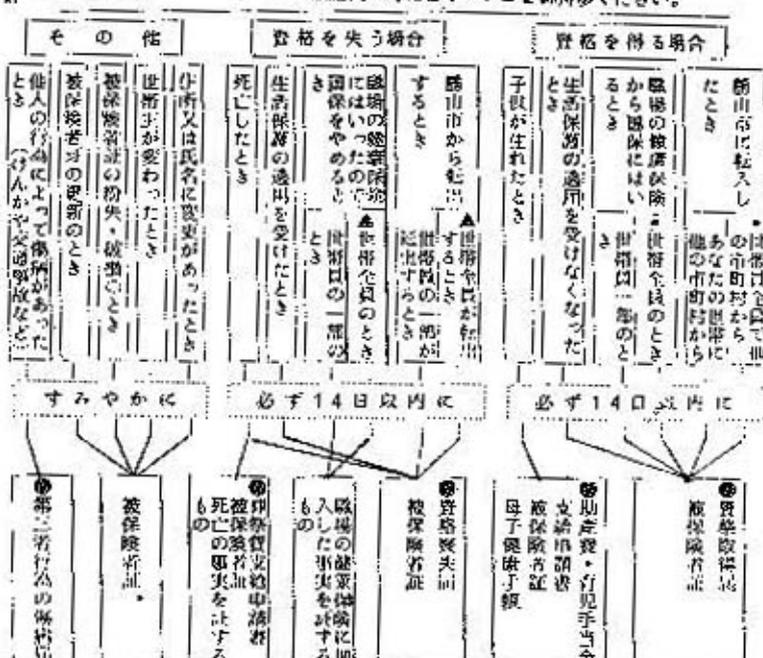
国保は義務加入 健保をやめたら すぐ加入を

国民健康保険への加入は「義務加入」といいます。勝山市に住所がある人で特別な人を除いては当然加入しなければなりません。生命保険や火災保険などに入るのとちがいの個人の意志で勝手に加入したり、や

めたりすることはできません。「わたしは健康で医者が必要ないから」と入ることをこぼす人もありますが、今は健康でも、いつ何時自分や、家族が病気になるかたたりけがをするかわかりません。そうした時多額の医療費負担は一家を悲劇のどん底へ落とし入れます。国保は相互性が基盤から掛金(保険料)としておき、これに国や市も負担して、病気のやけがのとき助け合う相互扶助の制度です。必ず加入しましょう。

国保の世帯主には加入や脱退などの届け出をする義務があります。家族の中で職場の保険をやめたり、他の市町村から転入した人があつたら十四日以内に必ず届け出て下さい。市では加入もれの方がいないか職場の保険をやめた人がいないかなど調査はしていますが、次の人以外はすんで加入されるようご協力ください。

届け出はお早く



医療費のムダをやめて 国保税を安くしましょう

国民健康保険は、まだまだ体的的に弱いです。ことに財政的基礎が貧弱です。その証拠には、医療費が年々あがると保険財政は赤字になり保険料の値上げにつながります。国民健康保険を一人前に育てあげるため、皆さんにお願いしたいことは医療費節約ということ。こんな事を言いますと「じゃあんぢやない、すぎ好んで病気をするわけじゃあるまいし病気になつたらお医者さんに全部まかすだけ、節約のしようがないじゃないか」とおっしゃる方がおられるかもしれません。なるほどそのとおりです。しかしこまかく点検してみますとわたくしたちの気づかないところにまだムダがはぶけるところがあるのです。

◆**わがままはよしましょう**
通院できるのに、むやみに往診を受けることは医療費が何となくばかりでなくほかの患者さんに迷惑をかけることにもなります。また夜間の往診は日中の二倍、深夜は三倍です。急病のときとは別として往診はできるだけ日中のうちに受けましょう。

◆**手おくれにならないよう**
病気が早いうちに見し、早く治療することです。そうすれば治りも早く医療費も少なくて済みます。当市の場合特に入院件

医療費のムダをやめて 国保税を安くしましょう

国民健康保険は、まだまだ体的的に弱いです。ことに財政的基礎が貧弱です。その証拠には、医療費が年々あがると保険財政は赤字になり保険料の値上げにつながります。国民健康保険を一人前に育てあげるため、皆さんにお願いしたいことは医療費節約ということ。こんな事を言いますと「じゃあんぢやない、すぎ好んで病気をするわけじゃあるまいし病気になつたらお医者さんに全部まかすだけ、節約のしようがないじゃないか」とおっしゃる方がおられるかもしれません。なるほどそのとおりです。しかしこまかく点検してみますとわたくしたちの気づかないところにまだムダがはぶけるところがあるのです。

◆**薬は万能ではない**
病気のとき「お医者から」「この病気に薬はムダ、痛くて静かに寝ていれば治ります」といわれたら「すい分不親切な医者だ」と思う人もおられるでしょう。日本人は世界でも類のない薬好きなのです。中にはお医者さんに「あの薬」「あの注射」と注文する患者さんさえおられます。何がなんでも薬がほしいという患者の物ほしさや本願度、これが医療費のムダづかいにつながっているわけです。

◆**医者を信頼しよう**
一つの病気であつてもこの医者を転々と渡り歩く人がいます。病気を早く治したい患者の不安な心理はよく分りますが、こうしたことはよくありません。お医者を通じてこそ医療の効果があがるのです。



◆**おねがい**
医療保険加入状況実態調査を実施いたします。
調査票が届いたら、家族全員について記入し、必ず区長さんへ提出してください。

はり・灸・看護料など

幅広く給付を受けられます

療養費

国保で医療にかかるときは、国保を扱う病院や診療所へ被保険者証を持参して見てもらうのが普通ですがそれができない場合も必ずあります。たとえばケガをして治療を必要とするが、病院に入院できなかったり、あるいは旅行中の発病のような場合は、こうした場合は保険扱いになりませんので、医療費は全額自分で支払うこととなります。しかしその理由が緊急やむを得なかったと認められたときは、あつち払いもしくをうけられます。

払いもしくは、国保で治療を受けた場合を基準に算定した額の七割です。必要な書類は「療養費支給申請書」「診療内訳明細書」「診断書領収書」「医療費領収書」を添付して提出してください。

◆こんなときは払いもしくがありません。
 (1) 国保を扱う病院、診療所がいずれもあるのに、知り合いの診療所へ通院して治療を受けた場合、国保で治療を受けたと認められず、全額自己負担となります。

◆加入者のケガや病気を通らざるため、被保険者証を提出して治療を受けるための費用は、国保で支払われます。

◆ついでに、治療を受けた場合、治療費は全額自己負担となります。

(6) 保険医が同意しなかったハリ、灸、マッサージ代

◆交通整理医にかかったとき
 骨折やねんざなどで、楠井麻生道整復師会の会員に施術を受けるときは被保険者証と印鑑を持参すれば三割の自己負担金を支払えば施術を受けられます。また代金を全額自分で支払ったあとで七割の払いもしくを受けられる場合もあります。特に後者は次の手続きをすててください。

◆はり、灸で治療したとき
 治療上効果があると保険医が認めた場合は、はり、灸の施術を受けられます。その代金は全額自分で支払い、あとで七割の払いもしくを受けられます。

◆必要な書類
 「療養費支給申請書」「診療内訳明細書」「医療費領収書」

◆輸血やコレステロールの費用
 生血の輸血を受けた場合の血液代金やコレステロールを作った代金は、医療費として認められ、七割の払いもしくを受けられます。

◆必要な書類
 「療養費支給申請書」「診療内訳明細書」「医療費領収書」

健康なからだ ているために

国保ではことしも胃と子宮ガンの検診に補助金を出します



集団検診は すんで受けましょう

◆付き添いの看護婦の付き添い料
 基礎病の病院以外のところへ入院した場合(基礎病の病院では看護婦も療養の一環として保険でやってもらえます)で病気が特に重いと、手術のあとなどで病状を常に監視する必要がある場合は、付き添いの看護婦がつけられます。その代金は全額自分で支払い、あとで七割の払いもしくを受けられます。

この場合中前に(やむを得なければ)事後

国保と交通事故

飲酒運転でのケガは給付しません

けがは国保で治療できる

けがは国保で治療できる。けがは国保で治療できる。けがは国保で治療できる。

けがは国保で治療できる。けがは国保で治療できる。けがは国保で治療できる。

でも、国保の承認が必要で、保険医の指導のもとにあれば正規の看護婦でないものが付き添ってもよいことになってきます。ただし友人や家族が付き添った場合とか自宅療養で正規の看護婦でないものが付き添った場合は除きます。

◆移送費
 近い病院やけがなどで動けない病人を自動車や入院させたとき、あるいは手術のための転院しなければならぬような場合は、保険医が必要と認める証明があればその車運賃の七割は国保から支給されます。いちおう全額自分で支払い、あとで払いもしくを受けるとなります。

◆必要な書類
 (1) 国保の承認を受けることが必要です。

◆必要な書類
 (1) 国保の承認を受けることが必要です。

◆必要な書類
 (1) 国保の承認を受けることが必要です。

国保治療は届けてから

国保で治療を受けたい時は必ず届けてください。この届けは「第三通行簿」の「傷病届」といって警察の事故証明書、医師の診断書が必要となります。

この届けをして国保で治療を受けたときは、必ず届けておかないと、後で請求できない場合があります。

けんかや飲酒運転でのケガは給付されません

けんかや飲酒運転でのケガは給付されません。けんかや飲酒運転でのケガは給付されません。



けんかや飲酒運転でのケガは給付されません。けんかや飲酒運転でのケガは給付されません。